

ゆくいこども診療所では、厚生労働省の定める制度に基づき、以下の診療報酬を算定しています。

小児科外来診療料

6歳未満のお子さんを対象とした「小児外来診療料」を算定しています。この制度により、お子様の年齢や成長に応じたきめ細やかな診療、発熱や咳などの症状のほか発達や栄養面を含めた健康管理、必要に応じた専門医療機関への紹介、ご家族への丁寧な説明・相談対応など、お子様の健康全体を幅広くサポートする総合的な診療体制を提供します。

明細書発行体制加算

医療の透明化と患者様への情報提供を目的として、領収書発行時に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。発行を希望されない方は、受付にお申し出ください。

医療情報・オンライン資格確認システム

オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認と、診療情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報など）の取得・活用による質の高い医療の提供に努めています。

■ 外来感染対策向上加算について

当院では、患者さまに安心して受診いただけるよう、外来診療における感染対策の向上に努めております。具体的には、院内感染防止対策に関する研修を定期的に実施し、マニュアルの整備・見直しを行い、感染対策に関する指導や助言を行う担当者を配置しています。これに伴い「外来感染対策向上加算」を算定しております。

■ サーベイランス強化加算について

当院では、院内感染の発生状況を把握し、感染拡大を未然に防ぐために、感染症の発生状況や耐性菌の発生動向などの情報収集・分析（サーベイランス）を強化しています。この取り組みを通じて、患者さまに安全な医療を提供することを目的とし、「サーベイランス強化加算」を算定しております。
